

## 令和8年度地域福祉活動支援事業のご案内

### 1. 事業目的

本事業は、「ともに生きる福祉社会づくり」推進のための「ともしひ基金」原資並びに果実（運用益等）を活用しています。

基金の趣旨を踏まえ、神奈川県内のセルフヘルプ・グループ（当事者団体）、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等や県内の市町村社会福祉協議会およびそれらを構成員とする実行委員会等による、地域の課題解決や活き活きとした地域づくりに取り組む事業・活動に対し、当該経費の一部に助成等を行うことにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的として実施します。

### 2. 対象及び要件

- ・神奈川県内に拠点を置くセルフヘルプ・グループ（当事者団体）、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ及び事業団体等
- ・神奈川県内の市町村社会福祉協議会やそれを構成員とする実行委員会等
- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体でないこと。また、政治、宗教、選挙活動を行う団体でないこと
- ・本要綱に基づく助成の交付を3年間連続して受け、最終年度の翌年度以降1年間を経過しないグループおよび団体でないこと

### 3. 助成区分及び金額等

- ・地域福祉推進に寄与する団体等に対する助成金を交付し、グループおよび団体への支援を行います。
- ・助成金額は、対象経費総額の5分の4以内、20万円を上限とします。ただし、審査の結果一部経費を減額して助成することがあります。

### 4. 助成対象となる事業の期間（期間外の事業に助成金を使用することはできません）

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日の間で実施する事業

- ・交付の決定、助成金の交付は5月を予定しています。
  - ・一般助成について、同一団体の助成は3年間を限度とし、申請及び審査は毎年行います（3年間の助成を約束するものではありません）。
- なお、申請事業名が変わっても、取り組み内容が同一事業とみなされる場合は選考の対象外とすることがあります。

### 5. 対象となる活動

#### ①地域福祉ニーズ（課題）に対応する先駆的な活動

多様化する福祉問題における福祉ニーズや、新たな地域課題に焦点を当てた先駆的かつ先行事例の少ないもので、解決に向けて先駆的に取り組む活動。

## ②広域的かつ公益性の高い活動

参加者や対象者が特定地域に限定されず、県域全体もしくは複数市町村に及ぶ広域的かつ公益性の高い活動。但し、単独市町村域における活動でも他地域に波及効果が高いと認められる場合は可とする。

### ■活動の具体例

#### 【当事者支え合い・当事者支援の促進】

当事者活動やさまざまな生きにくさを抱えた方への支援、社会的養護施設退所者の支え合い・相談支援活動等

#### 【多様化する福祉ニーズへの対応】

誰一人取り残さない地域づくりのための相談支援活動、外国につながる子どもやその世帯に対する言語学習や日常生活・福祉サービス利用支援を目的とした活動等

#### 【福祉の学び（参加型福祉教育の推進）】

地域福祉の理解や担い手の育成、活動の促進を目的としたボランティアスクールや福祉講座の開催等

#### 【福祉コミュニティの構築】

新しいつながりづくり等への支援、働く世代や定年退職者が地域に関心を持ち行動できる場づくり、精神障害者の地域生活の見守り体制整備、防災対策を踏まえた地域づくり等

## 6. 助成対象となる経費

- 助成対象となる経費は申請事業に直接必要となる経費のみであり、申請事業外の用途に使用することはできません。
- 団体の維持・運営等に要する経費は原則対象となりません。
- 対象外経費を事業の総額に計上することはできません。

対象経費（科目）	
■諸謝金（講師等への謝礼）※	■消耗器具備品費（印刷用紙、文房具等）
■旅費交通費（講師、構成員等の交通費実費）	■賃借料（会場使用料等）
■印刷製本費（資料印刷経費等）	■保険料（傷害保険料等）
■通信運搬費（切手、郵送料、宅配料等）	■手数料（送金手数料）
■会議費（研修会講師等の食事、お茶代等）※	
・公的サービス（介護保険法または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等）と重複する経費、行政または他の民間団体からの助成・委託事業等と重複する経費は対象外とします。	
・諸謝金、会議費は外部講師やボランティア等の招請に係るもので、申請団体の構成員等へ支払うものは対象外です。	

## 7. 申請方法等

申請書もしくは提案書に必要事項を記入し、その他の提出書類と併せ期日までに本会へ提出してください。申請書の様式は本会ホームページよりダウンロードできます（当該年度の様式を使用）。

【申請書・提案書様式等のダウンロード】本会ホームページ (<https://knvc.jp/>)

## 8. 申請時提出書類

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 令和8年度の事業計画・予算書（見込可、提出が遅れる場合は事前にお知らせください）
- (3) 会則、規約または定款
- (4) 役員名簿
- (5) その他活動のわかる資料（パンフレット、広報誌等）
- (6) 助成金の振込先口座の見開き1頁目の写し

■申請書等に記載された個人情報は、本事業に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。

なお、提出書類の返却は致しません。

■見込んで提出した書類は確定後速やかにご提出ください。

■記載事項および必要書類に不備がある場合、選考の対象外とさせていただきます。

■申請にかかる経費は申請者の負担となります。

## 9. 助成事業へ期待する点

1. 先駆性	これまで見過ごされてきた、あるいは今後生じるであろう地域の福祉ニーズや課題に焦点を当てた事業であるか。新しい視点・発想等、工夫やアイデアがあり、先駆性がある事業か。
2. 広域性	対象者や地域が県域全体または複数市町村に及ぶ、あるいは広域レベルの課題（マイノリティ等）に対応するなど、不特定多数の人々がつながる可能性を持ち、地域社会に広く貢献する事業か。
3. 連携・協働	地域の福祉ニーズや課題に対し、様々な主体がつながり、課題の共有や目標の設定、役割分担の明確化等のプロセスを経ながら、その関係性を深め、効果的・効率的な事業の実施が期待できるか。
4. 組織体制	事業を実施するための専門的な知識や活動実績を有するなど、事業を実現できる組織体制を確立しているか。
5. 計画性	事業内容やスケジュール、予算積算等が具体的かつ妥当であり、計画的な実施が見込まれるか。
6. 波及性	事業実施により新たな活動が立ち上がり、更なる成果を生み出すなど、その波及効果を期待できるか。助成終了後の事業展開の方向性、財源確保の考え方等が明確であるか。

## 10. 申請書類の提出等

- ・申請書類は、令和8年3月6日(金)までに郵送または持参により提出してください。
- ・郵送の場合は当日の消印有効とし、レターパックまたは簡易書留をご利用ください。また、封書等の表面に「地域福祉活動支援事業（一般助成）申請書在中」と記入してください。

## 11. 事業報告等

当該年度終了後 10 日以内に事業報告、決算書等を提出いただきます（令和9年4月9日必着）。

なお、事業報告の内容は、本会の事業報告、収支決算報告書ならびにホームページにおいて掲載されます。また、寄附者への報告や基金の普及を目的として「福祉タイムズ」(本会機関紙)への掲載や報告会等で報告を頂くことがありますので、ご承知おきください。

## 【報告時提出書類】

- (1) 所定の事業報告・決算書
  - (2) 成果物（事業の案内チラシや助成金による製作物など）
  - (3) 助成事業対象経費の領収書等の写し
  - (4) ホームページ用事業報告書

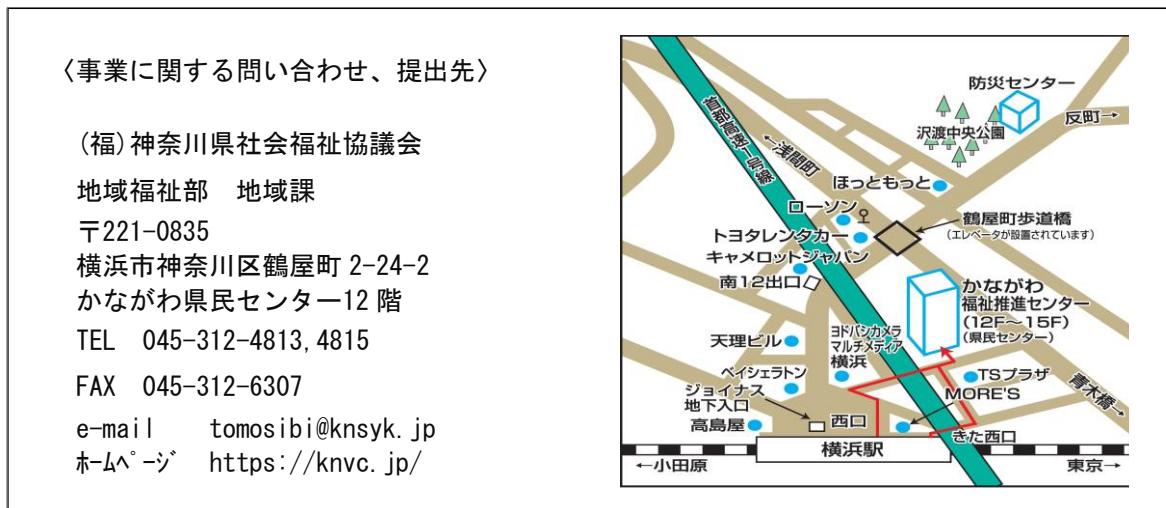
#### 1.2. 申請から助成決定・助成金交付までの流れ

- (1) 申請書または提案書の提出
  - (2) 申請書または提案書の確認、精査(書類不備がある場合、申請は受け付けできません)
  - (3) 事前調査（必要な場合）
  - (4) 神奈川県社会福祉協議会 助成事業等審査・検討委員会にて審査（非公開）
  - (5) (3・4) の結果を踏まえ、本会会長が助成を決定、書面での通知および指定の金融機関口座への助成金の振込（5月を予定）

### 13. その他の注意事項

- (1) 申請は1団体につき1事業とし、同一団体で複数の申請をすることはできません。

(2) 助成の可否の理由等、審査内容に関するお問い合わせには、事務局、助成事業等審査・検討委員会委員とともに応じることができません。



## 地域福祉活動支援事業の申請から報告までの流れ（予定）

